

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 1 号 ＞

平成21年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成21年6月22日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成21年6月22日 月曜日
開 会 午後2時3分
散 会 午後3時42分

場 所

第2委員会室

議 題

1 社会福祉及び社会保障について（石垣市の児童虐待問題について）

出席委員

| | | |
|-------|-----|--------|
| 委員 長 | 赤 嶺 | 昇 君 |
| 副委員 長 | 西 銘 | 純 恵 さん |
| 委 員 | 桑 江 | 朝千夫 君 |
| 委 員 | 仲 村 | 未 央 さん |
| 委 員 | 渡嘉敷 | 喜代子 さん |
| 委 員 | 上 原 | 章 君 |
| 委 員 | 比 嘉 | 京 子 さん |
| 委 員 | 奥 平 | 一 夫 君 |

委員外議員 なし

欠席委員

佐喜真 淳 君
仲 田 弘 毅 君
翁 長 政 俊 君

説明のため出席した者の職・氏名

福祉保健部参事兼福祉保健企画課長 大 嶺 良 則 君
青少年・児童家庭課長 新 垣 郁 男 君
青少年・児童家庭課班長 真栄城 守 君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項社会福祉及び社会保障についてに係る石垣市の児童虐待問題についてを議題といたします。

本日の説明員として福祉保健部青少年・児童家庭課長の出席を求めております。

ただいまの議題について、福祉保健部青少年・児童家庭課長の説明を求めます。

新垣郁男青少年・児童家庭課長。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 それでは、石垣市における3歳男児を被害者とする傷害事件について、事件の概要、経緯を説明いたします。

事件の概要は、平成21年6月19日19時ごろ、3歳男児が父親に抱かれて県立八重山病院に来院、すぐに脳外科の手術を行ったが意識不明の重体となっている。当初、父親は押し入れから落ちて様子が変わったと説明していたが、八重山警察署の事情聴取に対して、男児を手拳等で殴打したことを供述し、平成21年6月20日7時2分に同署に逮捕された。被害児童3歳男児。被害の程度と負傷の状況は、脳挫傷、硬膜下血腫。家族構成ですが、父親は29歳、土木作業員。母親は23歳、主婦となっておりますけれども、父母は平成20年2月に離婚しているが、平成21年1月から再同居している。しかし、入籍はしておりません。本児3歳、姉4歳、妹1歳となっております。経緯は、平成21年5月7日木曜日午前11時に八重山警察署少年課から電話受理、迷子として保護した3歳

男児に虐待が疑われるとのことで児童相談所への相談履歴確認のため電話をしたとのこと。これにつきましては相談の履歴はなしと返答しています。児童は顔に傷が多数あり、耳から血が出ている。おなかにたばこの跡、以前のものかというような形で、おうちに帰りたくないといっていると。これは八重山警察署のほうから児童相談所八重山分室が聞いたということでございます。同日5月7日ですが、午前11時20分緊急受理会議－児童相談所八重山分室内の会議。虐待が疑われる情報なので、ケース立ち上げを検討するために今行っております。関係機関として石垣市、八重山警察署から情報収集し、必要に応じて対応するというので会議を行って、それからその後ですけれども、まず石垣市のほうへ電話をして確認をしております。本男児につきましては、先天性の心疾患があるということでございました。それから近隣に母方の祖父母やおば等が居住しているというふうなことで状況を確認しております。同じく同日ですが、八重山警察署少年課へ電話確認。母親が来所いたしまして、顔の傷は姉妹からのものであると。それからたばこの跡のようなものにつきましては、妹からペンチでつままれたものと母親が説明をしていると。傷はひっかき傷程度のもので大したことはない。本児の発達のおくれで相談意思あり。心疾患があるということ、それからおむつがとれていない、それから低体重、そういったことについて相談をしたいという意味を表明していたということでもあります。同じく同日ですが、DV相談歴について八重山福祉保健所内で確認。母親は平成20年2月受け付けでDV相談歴があります。この1回のみであります。内容としましては、夫との離婚、それから子供を取り戻したい、そういった内容でDVの相談があったということでもあります。翌平成21年5月8日金曜日に家庭訪問をしております。児童相談所八重山分室の担当児童福祉司の石垣市保健師が同行して、訪問しております。3人の兄弟が元気よく出迎える。保健師が育児相談の観点から母と話し合う。先天性心疾患の影響もあつてかおむつがまだとれず体も小さい、妹のほうが大きいと。食欲は旺盛であると。今は1月から再同居。しかし入籍はしておりません。育児は頑張っているけれども、働きたいといった様子であったということでもあります。父は土木業、休日出勤が多く仕事はとてもまじめであると。子育ては協力的だが、たたくこともある。母との離婚後、鹿児島県在の父方祖父母に本児等を預けていた。父方祖父母と本児等は関係良好。母との関係も大きく問題はなし。この夏に一時来県する予定であったということでもあります。本児のへそ周辺のあざは父の釣り具箱に入っていたラジオペンチで妹がつねったと、そういう説明をしております。現在、父からのDVはないが、働きに出してくれない。保育所は2名までしか見てくれないと聞いており、申し込んでいない。今後心疾患の定期検診、トイレトレーニング

で保健師がかかわっていこうというふうな話をしております。子育て支援センターへの発育、育児相談なども提案をしております。本児から顔と手の甲の傷は姉とけんかした傷だというように本人のほうから聞いていると。右ほおの傷は父方の実家でとも説明している。おなかの傷はということについてはママがと聞こえたけれども、そのあとはちょっと聞き取れなかったと説明しております。父については好きと言ったということであります。平成21年5月12日火曜日ですが、初期調査報告会―八重山児童相談所分室内の会議室であります―虐待事実につきましては、判断が困難であるというふうな会議結果が出ております。当面の方針としましては、父親の育児に関する調査と母親の育児負担軽減を目的に児童相談所が余り前面に出ないように保健師を通して見守ると会議で方針を出しております。この間の状況ですが、石垣市の保健師が数回訪問するが会えなかった。洗濯物は干されているとの情報があったということです。平成21年6月17日水曜日、家庭訪問。担当児童福祉師、それから石垣市の保健師が同行しております。本児童等兄弟は元気そうだったが、母親は風邪を引いたようで体調が悪そうであった。平成21年6月19日金曜日の20時35分八重山病院から児童相談所八重山分室緊急担当へ通称ホットラインを経由して、虐待と見られる児童がいる一本児のことでございます―同日八重山分室緊急担当から病院へ確認、本児が押し入れから落ちてぐったりしているとのことで両親が連れてきた。すぐに脳外科の手術となる。同日同分室緊急担当から八重山警察署へ情報の提供。同じく同日、分室職員が八重山病院へ出向き緊急担当外科医より聴取しております。本児がぐったりし父親に抱かれて来院。姉と遊んで押し入れから落ちて様子が変わった。その後、妹に瓶で殴られたと説明が変わっていております。意識なく、瞳孔も開き、CTで脳内に多量の出血が確認され、明らかに危険な状態。多量の出血で脳内がぱんぱんにはれており、骨を外して圧迫を逃がさないと生命が危険な状態。頭部に衝撃が加えられたというよりは強く揺すぶられる、例えば車に追突されたときなどにこのような症状が出る場合があると。骨折はないが体に無数の古い打ち身傷跡あり。新しい生傷は左耳が切れている部分。3歳で体重が10キログラム前後。不自然な部分が多く児童相談所通告としたと、医者の方からは聞いております。平成21年5月20日午前7時2分ですが、八重山警察署が父親を逮捕と、に経緯はなっております。

○赤嶺昇委員長 青少年・児童家庭課長の説明は終わりました。

これより石垣市の児童虐待問題について質疑を行います。

なお、質疑答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 経過を聞きますと、最初に5月7日ですか、迷子で保護をされたというときに、新聞報道を先に読んだんですけれども、やっぱりあっちこっちにけがをしているし、お父さんにたたかれたとかですね、そういうことがあったけれども、実際はこれは保護ということで判断しなかったという、そこについてどのような皆さんが、翌日家庭訪問をされたというんですけれども、事実関係といいますか、そこがどこまで、きょう報告があったところしか確認されなかったのかですね、どこまでどういう確認をして保護しないでいいということになったのか、ここをもう少し詳細にお尋ねしたいんです。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 新聞報道で出ているのは、おっしゃいました父親がたたいたとか、そういったことについては児童相談所八重山分室、それから中央児童相談所を経由して報告が上がっておりますが、私どものほうではそういうふうなことは報告を受けておりません。ただ、新聞で出ておりますので、新聞のほうを読みましたところでは、児童は迷子になっているところがある女性が警察に連れて行って、そのときに新聞の取材だと思っておりますが、警察に連れていった女性の方に取材した結果として、今おっしゃったような自分に対してはパンしたとかというようなことを言っていたということで、私どもはそれを新聞で確認はしておりますが、児童相談所八重山分室、それから中央児童相談所から受けている報告の中で今のような報告は具体的には出てはおりませんでした。

○西銘純恵委員 確認が弱いんじゃないかと思うんですけれども、八重山警察署のほうから虐待の疑いがあるという通報を受けたというのか、それは事実でしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほど申し上げましたが、3歳男児に虐待が疑われたとのことで、児童相談所八重山分室へ相談履歴はないかとの確認があったということでございます。

○西銘純恵委員 虐待の疑いについて、皆さん、先ほど委員みんな渡されましたけれども。平成18年にこの痛ましい、平成15年、平成16年の虐待死の事件なんかを受けて緊急提言を行っているわけですよね。何よりも皆さんがこの提言

の中でね、最優先すべきは子供の安全確保ということでやっていて、なおかつ警察のほうから虐待の疑いがあると。そして保護をしたほうからもあっちこちに傷跡があると。そういうことを聞いた上で、警察は虐待の疑いと言ったのにも関わらず、肝心の、この児童虐待を防止していくという部署において、そのような疑いに対する対応がとられなかったということは大きな責任を問われる問題ではないかと思うんですけれども。これについては、当時は虐待の疑いとか、たたかれたとかは聞かなかつたけれども、新聞報道でしかわかりませんということでね、皆さんがおっしゃることは。余計ですね、まったく現場任せでいいのか、そして虐待問題について、本当にもっと力を尽くしてやってやるべきところだと思うんですけれども。こちら辺についてはどう考えていらっしゃいますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 3年前の事件を踏まえて、何よりも優先すべきことは子供の安全確保ということで検証委員会を開きまして、課題としてまとめてあるわけですけれども、そういう観点から申し上げまして、委員が御指摘のように、やはり安全優先、安全確保を最優先とするという基本的な姿勢の部分におきまして徹底されていなかったと考えております。

○西銘純恵委員 この3歳の児童を5月7日に警察が保護して、そして虐待の疑いがあると。そのときにですね、この子供さんが3歳であるけれども10キログラムぐらいという、この発育についても、やっぱり通常の育ちを受けている子なのかどうかというのも児童相談所では調査する必要があったと思うんですけれども、これは、この事件が起こる以前に調査がなされたのでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先天性の心疾患があるということも石垣市のほうへ電話いたしまして、警察のほうから通報を受けまして、状況を確認しようということで石垣市のほうへ確認をしまして、先天性の心疾患がある児童ですよということでそのときに把握をしております。低体重ということにつきましても、翌日の家庭訪問で現地で現認といたしますか、そういう形で確認をしているという状況であります。

○西銘純恵委員 病的なものということだけじゃなくて、やっぱり表面、顔を見ても青あざの跡があるとか、そういう状況があるというのはやっぱり虐待の疑いがあるということも警察から言われているし、子供さんを見てもこういう状況があるということであれば何よりも保護をして、そしてその子に対する、

少し様子を見るといいですか、そういう形をとるのが当然だと思ったんですけども、それがなされていなかったというのはなぜでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほど申し上げましたが、この児童の確認によって心疾患があるということと、それから同じ日に母親が警察のほうへ子供を引き取りにきているわけですけれども、そういった中で八重山警察署のほうへ電話をしたところ、傷はひっかき傷程度のものであるといったような報告も受けて、検討委員会においては療育といいですか、そういったふうな観点でまずは見守るような形のほうがいと判断をしたということでもあります。

○西銘純恵委員 虐待問題は、これをやっている当事者はやっていないと、それを発見するのは何かというと、やっぱり客観的なけがの状況とか、あとは5月8日、6月17日に訪問をしたということですけども、その前後にでもこの周りの皆さんの、御近所の皆さんのですね、この子供たちに対する家庭の状況とか、この調査がなされてしかるべきだったと思うんですよ。これはやって、隣の方が何でもないとやったのかどうか、その調査結果についてはどうなんでしょうか、児童相談所の結果ですね。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほど述べました概要経緯の中では、報告を受けた範囲の中では、今のような付近の住民の様子というか、その方々に対する確認を行ったということは報告はされておられません。

○西銘純恵委員 ここにも私は落ち度があると思うんですよ。当事者はやっていませんということを使うし、けれども客観的な事実としてはあると。そうであればやっぱり周りから、ある意味では事実を積み上げていって虐待じゃないかということにくるわけですよ。それをなされていなかったというのは、やっぱり児童相談所の体制が、そもそももっと厳しくそういう事態に対応できるような取り組みがなされていたのかどうかということも、初歩的な部分で問題があったのではないかと思います。指摘をしておきます。

もう一点は、一時保護の件ですけどもね、まずこれがですね、児童相談所のほうで一時保護の必要があるともし判断をされていたならば、5月8日なりに多分に保護をされていたと思うんですよ。そういうときの手順、どちらのほうに保護がなされるということになるんでしょうか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 まず虐待の疑いがございます場合には、

今回報告の中にもあります緊急受理会議を開催して、その児童の措置が必要であるか、保護が必要であるかという判断をするわけでございますけれども。一時保護につきましては、現在、児童相談所八重山分室のほうの分室長のほうに権限を委任してございまして、児童相談所八重山分室のほうで一応の決定はできるということになっております。一応の決定がされましたら、児童相談所八重山分室の場合ですと児童養護施設のならさがございますので、一般的にはならさのほうに一時保護委託をするという手続になります。

○西銘純恵委員 一般的には一時保護ができると。でも報道によったらその保護施設が収容できる、この施設としてですね、容量が全く足りないのではないかと、対応できる状況にないのではないかとということも指摘されています。これについては当時ならさがどのような状況にあったのかお尋ねします。定員と子供の状況ですね。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 ならさの5月7日時点の状況ですけれども、定員は40名で38名の入所であったと。ですから2名のあきがあったと、現状はそうなっております。

○西銘純恵委員 そうしますと、この問題についてはあくまでも施設問題というよりは、児童相談所の基本的なこの児童虐待に対する構えとですね、やり方といいますか、対応の仕方、ここに問題があったのかと思うのですが、これについての総括はどのようにしていますでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 ちょっと余談めいてはきますけれども、ならさにおける一時保護の状況をちょっと申し上げたいんですが、平成21年度現在まで5件を一時保護をしております。平成20年度は17件、平成19年度は11件、平成18年度は20件。平成17年度からならさがスタートしておりますが、平成17年度は25件ということで、こういうふうな経緯から考えますと、委員の御指摘のとおり、今回の事案については児童相談所八重山分室のほうで判断するとき、子供のほうの、いわゆる初日における現認をし、そしてその児童から母親と一緒にいるところで話を聞くのではなくて、その児童が一人でいるところにちゃんと出向いて行ってその話をまず聞いて、そして状態を見て、その日で初動というかそういう対応ができていれば一時保護ができたかもしれないというところはありますので、施設の問題というよりは、この事案に関しては、今回のケースは対応の問題だったと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 今までの話を聞いていて、いつの時点で一時保護にするのかとかというマニュアルがあると思うんですよね。そのあたりはどのように進めていきましたか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 一時保護に関しましても、それから措置に関しましても、児童相談所におきましては委員の皆様のお手元でございますのは平成18年9月、それ以前に平成17年に緊急提言を受けまして、いわゆる児童の安全確保を優先するべく具体的な方法としまして、リスクアセスメント表を使用して、いわゆるチェックをしながら専門家の意見も入れて複眼的な観点から児童の安全を確認をしていくと、そういう体制が現にとられているところではございます。中央児童相談所につきましては、スタッフも当然、嘱託の専門家も常駐してございます。その件については、今回の緊急提言以降につきましては一定の改善を図っているところでございますけれども、児童相談所八重山分室に関しましては、通告の受理の手續の部分につきましては、基本的な進め方についてミスがあったわけではございませんけれども、やはり判断する部分において多角的な判断が厳しかった部分があったのではないかと考えています。答弁がずれましたけれども、一応現場のほうではそういうチェックリストを、緊急受理会議の記録等に設けまして、それをチェックしながら児童の保護の必要性といったものを判断しているところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 これまでやはり拡大してきたわけですね。児童虐待につながるということは、虐待であるという判断は拡大してきましたよね。そして親は虐待を認めないと、普通はそうだと思うんですよ。ところが客観的に見て、どうもこの子は虐待を受けていると判断したときに一時保護しなければいけないというのを、皆さんはそれを承知しているわけですね。それで今回、なぜそういうのが起こったのかということですよ。人員の配置の問題があったのかどうかですね。そして私たちが新聞報道などで見ている範囲内ですけども、なぜ翌日家庭訪問をして子供たちが遊んでいたというようなこと以前にですね、隣近所どうなのかという、新聞によると子供の泣き声があったとか、そして両親の大きな声が聞こえたとか、そういうことがあれば、即児童虐待につながるということで通報しなさいということも皆さんはやっているわけですよ

ね。それがなぜできなかったのかということなんですけどどうなんですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 現場の者に聞かないと詳しくは答弁できないものでございますけれども、児童相談所のほうは虐待の通告に基づいて動く場合に、通告者がだれであるかといういわゆる通告者の秘密をかなり気を使って守る立場にもございますので、そういう意味では虐待の疑いの段階で、広く近隣に、この家庭で虐待があるかどうかということを知って回るという作業自体が、今の仕組みの中ではなかなか難しい部分があったのかもしれないです。

○渡嘉敷喜代子委員 そういうことじゃないんですよ。この子は現に虐待を受けているかもしれないと。その子供の体を見たら、あっちこっちにあざがあったわけでしょう。ですから、その子に関しての周囲の情報収集というのは必要だったわけでしょう。でも今回やらなかったわけでしょう。どうしてなのかということを知っているんですよ。一般的なことを知っているわけじゃなくて、今回の場合それがどうしてできなかったのかということです。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 周辺の情報収集につきましては、いわゆる通常の手続としてやるべきというふうな形はとられていないようでございまして、その辺で今回のケースについてもまずは家庭訪問をしまして、児童との直接の現認をするというような形に判断が至ったものと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 事件が起こって初めてああすればよかった、こうすればよかったということになるんじゃないかと、やはり子供を保護するということを最優先していかなければいけないわけですよ。だからなぜそれができなかったのかということは、やっぱり人員の配置の問題も出てくるんじゃないのかなという思いがするんですけども、そのあたりのことはどうなんですか。余りにも症例を抱え込んで、一人の人がそういうことがあるのかどうか。私たちは中央児童相談所とか、コザ児童相談所も訪問していて、やはり特定の四、五名の人たちが本当に24時間体制で、携帯電話で待機しているような状況なんですよ。それが一人でもそれだけできるのかというような症例をいっぱい抱えているような状況にあるわけですよ。そういうことで本当に今回は子供の家庭を訪問して虐待はなかったらという判断をしたわけですよ。それをもっと広げて、本当にそうだったのかどうかということを知ることができなかったのはどこに問題があったのかということもやはり検証すべきことではないかと思うんですけど、そのあたりはどうなんですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 まず児童相談所八重山分室の相談件数につきまして詳しい比較データというわけではございませんけれども、児童相談所八重山分室の担当している件数が現在80件と報告を受けております。中央児童相談所のケースワーカーの平均持ち件数も詳しい数字は控えていますが、同程度ということです。いま御指摘のとおり、全般的にはケースを抱えて現場の職員は非常に厳しい中で業務を進めているということで、児童相談所八重山分室が80件で中央児童相談所と同程度をどう評価するかという部分は微妙なところがございませぬけれども、まず児童相談所八重山分室だけが過重な件数を抱えていたということではございません。その上で体制上の問題については、今現在事実関係のほうの洗い出しをやっている関係で、体制の中で具体的にそういう検討の経緯とか、判断に至った経過とかそういったものについては、今後検証していく段階でございませぬ。その段階の中で体制上の問題があるかなしかといったことについての確認作業のほうは行ってまいりたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 改めてこの緊急提言を見ても何とというか歯がゆい思いがしているんですけれども。この5月7日に八重山警察署に保護をされて以降、家庭訪問等をやったというんですけれども、先ほどの説明の中でこの子に心疾患があるということを何度か言っているんですが、一時保護するという判断に至らなかったのと、心疾患があるというのと何か関係はありますか。それも要因になるんですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 児童相談所の報告では、この心疾患と保護を決定しなかった因果関係はないと聞いております。

○桑江朝千夫委員 これは多くのプライバシーもあるんですけれども、どうも気になるのが一時保護すべきかどうかの判断というもの、さっきから重複しますけれども、これは未発達というんですかね、たばこの跡、そして迷子というのもどこかに遊びに行って、そこではぐれた迷子じゃないんですね。3歳の子が家が怖くてその家を飛び出して、歩いていて保護されたんでしょう。なぜ迷子になったのか理由はわかりますか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 迷子に至った経過は報告がございません。こちらでも把握をしておりません。

○桑江朝千夫委員 これ自体がおかしいでしょう。なぜそこで迷子として保護されたか、とっても重要なんですけれども。これは警察の範囲内だからわからないの、違うでしょう。心疾患があるから飛び出したという判断で、だから心疾患があるということを言っているようにしか思えないです。迷子になった、家を出た原因というものはですね、児童相談所八重山分室はなぜそれを判断の一つとして家を飛び出したこの子の理由というのかね、それを調査しなかったのか、それを少し聞きたいんですが。本人が余り言葉を発しないということだけであきらめてやっているのか、そういった理由、これは調査する必要がないとした判断を私は知りたいね。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 迷子に至った経過につきましては先ほど申し上げたとおり、今の段階ではちょっと報告いただいております。調査を実施したかどうか、それについては児童相談所八重山分室としてどういう形の判断、経過があったかどうかにつきましてはこちらのほうで改めて事実関係を現場のほうに確認させていただきたいと思っております。

○桑江朝千夫委員 児童相談所八重山分室はもちろんのこと、こういう結果に至ったものでいろいろ対策を、改めて部署、部署でその判断というものの検証というのかな、本当にこれでよかったのかというようなね、そして今後の相談員、児童相談所の方々が迅速に対応して判断する行動に関しての緊急に、何ていうのかな、対策会議等はやっているんですか、今まだ調査の段階ですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 あの事件発生が6月19日金曜日ということでございまして、現在、現場のほうから情報を収集をいたしまして、その事実関係の洗い出しをしている段階でございまして。あわせまして今後必要になってくると思っておりますのが、石垣市役所、そして警察署のほうへ改めて事実関係を確認をして、その後、御指摘のですね、その内容の精査も含めました検討を行っていく必要があると考えております。

○桑江朝千夫委員 ぜひ各児童相談所で、対策等を改めて自分たちの責任というのを問うことをやっていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回のケースを今ところどころわかるところをお聞きするだけでも、その保護された子供の状態とか、あるいはその子が発言した内容、それだけ見ても本当にこれまでのその過去にあったケース、もう典型的な状況だったようにしか見えないんですね。もしかしたら、この中にも児童相談所の経験がある方もいらっしゃるのかもしれませんが、親をかばう発言とか、お父さん好きとかいうことも、本当に典型、どれをとっても典型的なケースにしか受け取れないんですけど。今皆さんが本当にその何が一番悪かったと思っているのかがよくわからないんですね。初動のことも。今はまだ状況把握がしっかりできていないということなんですけど、そこについてまず何が今回のケースの一番の問題だったと思っているのかというのをもう一度お尋ねしたいと思います。

○新垣郁夫青少年・児童家庭課長 あの5月7日の時点で警察のほうから電話が来ております。虐待の疑いがあるということで、3歳児の迷子を保護していると言われた時点です。やはり先ほどの対策の検証結果報告の中でも書かれていることですが、最優先は子供の安全確保であると。そのためにはまずは現場に行って、子供に会って、そして実際にその児童から話を聞くと。そしてそこで判断をしていくということが大変大事なことであり、考えています。今回、先ほども申し上げましたが、翌日家庭訪問をしておりますけども、その時点ではやはりもう家庭の中で親とも一緒にあり、兄弟とも一緒であるという中ではそういうふうな発言も、まあ、子供ですから、そういうふうなことも多分変化のあることだと思っております。ですから、やはり初日の通報があった時点で、一等最初の対応をやはりしっかりとやるべきだったと。これが行われていなかったことが大きな原因であろうと考えています。

○仲村未央委員 それでなぜその一番最初にやるべきことができなかつたのかということについてお尋ねをしたいんですが、今児童相談所八重山分室は平成19年度の4月にできましたよね、その児童相談所八重山分室の体制なんですが、専任でこの児童福祉司をやっている方というのは何人いらっしゃいますか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 専任の児童福祉司は1人でございます。もう一人、兼任の児童福祉司がおります。

○仲村未央委員 その選任の児童福祉司1人に兼務で通常の業務をしながらです、中がかかわっているという体制は何人なんですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 かかわっている体制としましては、分室の全構成員は6名でございまして、先ほど申し上げました専任は、児童福祉司1人と、それから児童心理士1人の2人でございます。そして、もう一人の児童福祉司は先ほど申し上げました女性保護と兼任をしております。さらにその管理職となりますと、この3名の上に主幹、そして副参事、分室長という形でありまして、分室長は八重山福祉保健所長が兼務、そして副参事は八重山福祉保健所の福祉総括が兼務、そして主幹は八重山福祉保健所の福祉班長が兼務をしております。

○仲村未央委員 それで、その中で児童相談所の経験がある職員というのは何人いらっしゃいますか。児童相談所勤務のこれまでの経験があつて、兼務でもその経験があるとか、あるいは分室長やそれなりのクラスに児童相談所の経験があつて、その判断がしっかりと行われるような体制になつてゐるのかどうかお尋ねします。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 児童相談所の経験者はちょっと詳細、履歴を確認しないとわからない部分がございますけれども、一応私のほうで認識していますのは児童心理士の1人でございます。

○仲村未央委員 そうなると、全く専任でやっている児童福祉司の方もそこで担当1人で兼任のわずかその心理士の方が経験があると、あとの兼務の方々は、兼務である上にその児童相談所の経験もないと。こういった状況の中です、その初動の判断が適切に行われると思いませんか。行われるような環境にやっばり私は本当に分室の環境があつたのかね、先ほどお一人の方で80ケースを抱えているのは中央児童相談所と比較しても、そこが特に加重負担ではないというようなそういう聞こえだつたんですけれども、中央児童相談所やコザ児童相談所のように複数の心理士や福祉司がいる中で、しかも経験のあるスーパーバイザーもそばにいてです、そういった職員のカウンセラーまで含めてできるような中の一人のケースとです、本当に単独でそこでほかにそのケースを共有できるような状況がなかなか厳しいというような中での、一人80件というのは、児童相談所八重山分室で80件というのは、私は相当な過重な状

況であると見受けられるんですけれども、そこはどのようにこの間平成19年度から今日に至るまで皆さんは状況を把握していたんでしょうか。

○大嶺良則参事兼福祉保健企画課長 あの人事のほうと関連しますけれども、これは個人的な情報なのでうまく言えませんが、この班長は、児童相談所は経験ありませんけども、当時の教護施設、若夏学園とか、福祉施設のケースワーク、それも経験しております。また、主査のほうもこれまで確かに児童相談所の経験はありませんけれども、社会福祉事務所で長いこと経験した方です。それとあと児童福祉専任ですけれども、彼も社会福祉施設のほうで長いこと一長いと言っても三、四年ですかねー児童ケースワークしてきた方です。県全体の人事配置としまして、児童相談所を経験したものを必ずここに持ってくるというのは極めて困難なんです。それで我々としても経験のあるものということで配置はしております。そのために児童相談所とか、ケースワークを経験している人ということで、ほとんどが単身赴任とか、そういった形の状況にはなっているんですよ。ただ、今いる人たちはみんな経験のある者ですから、そういった十分な経験を持っていると思います。

○仲村未央委員 今ですね、ある状況の課題を共有してよくしていくという話なので、何ら今の体制には問題はありませんということに、本当になるのかというのはいささか疑問なんです。当然、児童福祉司にしても1名ではなく、それ以上の配置というのはあってしかるべきだと思います。この体制の見直しについても、恐らく皆さんの中でも課題はあるかもしれませんが、指摘をしますね、今の本当にこのままの現員の体制で十分なのかどうかというのは問われることだと思います。それから、もう一つ私たちが現地にこの委員会で行きました、昨年。で、分室の状況も見ましたし、そこでの課題も聞きました。DV相談にしても、やはり生活圏がかなり限られた地域、これはもう沖縄全体がそうと言えるかもしれませんが、特にその島であるというこの小さな中では、このケースを負っている方の生活権と、その御家族の環境や当事者含めて、非常にかかわるものですから、それは、例えば一時保護所に入所させるにしても、虐待をやっぱり認めないという当事者の立場からすれば、子供をとられたという、やっぱりそういうこともやっぱり感情的には起こってきますよね。それですごく、ケースを負っている方の行動も非常に緊張を伴うものであるということも聞きました。そういったことを思うならば、やっぱり複数の配置はもう本当に当然でしょうし、そこら辺を含めて、より限られたその地域であるということの、今回のケースですよ。だから、ただそこにいた人たちの判断がミスっ

たということではなくて、本当にその判断が適切に行われるような環境であったかどうかというのをしっかりと把握するのは本庁の皆さんのやっぱり仕事じゃないかなと思うんですけれども、そこら辺は現場からこれまで課題が上がってこなかったのか、皆さんの耳には入っていなかったのかお尋ねいたします。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 委員の御指摘の課題につきましては、本年の3月、4月にかけて報告は受けておりました、まさに今おっしゃられたような悩みがあるということも聞いております。それから、この3月まで勤めていた児童福祉司が今回4月に移動しておりますけれども、やはり厳しいその中でニーズ的な部分もということもございますけれども、やはりケースの対応の難しさといった部分で負担感があったというような報告も受けておりました、その点につきまして今、今後どうしますというようなことではございませんけど、重要な問題であると認識しております。

○仲村未央委員 最近、新聞報道で気になるなと思ったんですが、児童虐待数は高どまりということで報道がありましたよねーえっと6月17日の沖縄タイムスですけどねーその中で、なぜ一定の高どまりで、その減少、具体的には減少なんですけど、そこでまあ推移しているかということに対しては、その今青少年・児童家庭課の発表の中では、虐待の社会的認知が高まったことで掘り起こしが進んだため高どまりしたということをおっしゃっているんですが、これが私の私にはよくわからないんですね。認知が進んだから高どまりしたと見るのかですかね、本当にそういうことを言い切るだけの状況なんですか。本当に皆さんはそういう意味では隅々までね、福祉保健所との連携の中でさっきの子も低体重で発達にも課題があって、そういう意味でのフォローも含めて疑わしいということが皆さんの体制の中できれいに確認できていて、これでとまっているというように受け取られるんですよ、こういう発言というのは。今回のケースだって、虐待の、もし可能性があるとしたときにね、親はDVの相談にも来ている、この子は発達に課題があるとすればそういった方向からも本来であれば、保護の可能性だってあったかもしれませぬ。そういうことの対応が十分になさっていてこの高どまりというふうでいいんですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 新聞のほうに御説明した段階で若干ニュアンスの部分であれば御理解いただきたいんですけれども。いわゆる高どまりという言葉は減少という数字があらわれてますけれども、決して減少傾向にはないという意味で申し上げたつもりだったんです。そういうことが、まず高ど

まりという表現になっております。そして掘り起こしが進んでいるということは、依然としてまだ増加傾向にあるのではないのかということを御説明する部分として申し上げたつもりでありますけれど。この辺については、さらに今後、その特に新聞社のほうに申し上げたのは昨今の景気の状態もございまして、今年度も注意して見る必要があるのではないかというようなことも、こちらのほうとしての認識としても持っております、決して虐待が高どまり、あるいは落ちついているという認識のもとでそういう表現を使ったということではないということを御理解いただきたいと思います。

○仲村未央委員 それならばわかります。先ほどの全体的な体制、これは児童相談所八重山分室に限らずだと思っておりますけれども、各地で保護所のニーズも全然足りてないというような印象を持っていますので、ぜひそこは今回のことを徹底的に検証して、再発防止に努めていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 何点か、ちょっと質疑させていただきたいと思っております。まず、ちょっとこの3人の兄弟、あと2人女の子がいるわけですけど、このほかの兄弟にはそういった虐待の事実はない、その辺の確認はされていますか。まずお聞かせください。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 具体的なケースがないので口頭で確認をしているところでございますけれども、ほかの妹と姉の2人につきましては、実際現認して身体的にも特に問題は見つかっていないようでございます。今回については、この3歳児の男児の子の虐待という認識で今のところは把握しているところでございます。

○上原章委員 新聞では、最終的にこの父親は言うことを聞かないのでいらいらしてやったと。もう、本当に子供の人権というか尊厳というのが全くそこにはないわけで、本当に社会の中で子供たちを親が、大人が守っていくかという、今回のこの事件というのは痛切にこれはただごとじゃないなと思っております。そこで先ほど初期段階について、非常に少し問題があったのかなという話でしたけど、私は明らかに初期段階で判断を誤ったんじゃないかなと思っておりますが、その点いかがですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほど申し上げましたが、やはり通報が警察署のほうからあったわけですから、やはりちゃんとその現場といいますか、その児童をですね、児童の確認をすると。状態も、それからちょっと話等もして、その状況を確認するのがまず一番大事であったかなと考えております。

○上原章委員 それで先ほど、翌日に家庭訪問をして本人に会ったと。本来、この3歳というお子さんは当初家出をしてお父さんにたたかれたとか、要するに自分でSOSを発信する、そういったことができる部分があるわけですよ。そこで親子を家庭の中で対面をしたということなんですけど、本来親のいないところでやっぱり会うべきじゃなかったのかなと。皆さん、このような初期段階で、ある意味ではマニフェスト的な中で、その辺のはっきりしたこの子供の最優先で守る、そこら辺の対応というのは当然ほかの委員からも子供はどうしても最終的には親を守る一本能的にはあるわけですから—そこで明確なこの子が本当に今どのような状況に置かれているかを確認する意味では、同じその部屋で親も子もいる中で、なかなかこれは確認できないのが普通じゃないかなと我々素人でも思うわけなんですけど。その辺は明確に今後のこともありますので、この親と子が違う場所で確認をする、これは大事なことじゃないんですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 御指摘のとおりでございます。お手元の、その検証結果報告の2ページ目のほうにも子供の安全確保の最優先という御提言をいただいております、その中にも子供の安全、通告受理を、速やかに子供の安全確保、確認すると。あるいは、原則として直接子供に会うといったようなことが指摘をされております。当然そういう形で対応してきている現状でございますけれども、今回その部分について、いわゆる初動の判断が不十分な点があったということ、そういうことを認識しております。

○上原章委員 この4年前にも本当にいたいけな子供が亡くなるような事件を受けてこういった検証をして、その提案が何も生かされていないのかなと今回感じております。それともう一点ですね、一時保護所の必要性もこの提言にはあるわけなんですけれども、皆さん今回この八重山地区のほうで、一時保護所、先ほど40名の定員に対して38名、これそれでいいですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 はい、そうです。

○上原章委員 40名のうち38名と。2つ余裕があると数字的には感じるんですけども、この慢性的に40名に近い数字がこの一時保護の子供、数字になっているのかなと思うんですけどね。この38名の、この今現在保護されている子供さんというのは、すべて石垣市、八重山地区の子供さんですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 現在、定員40名の施設でございまして。38名というのは措置入所をしている児童でございます。残り2つのあきがあって、一時保護の必要があった場合にはそちらのほうで対応するという事です。その38名の内訳は、済みません、データを持ってございせんけれども、基本的には地域の児童が中心になるとは認識しております。ただし、これは特別なケースとして親子分離を確保しなければいけないケースで、親との接触を断つ必要がある場合には遠隔の養護施設のほうに措置するケースもあると聞いておりますので、何名かは石垣市、八重山地区以外の児童がまざっているかと思えます。

○上原章委員 私も実は児童相談所八重山分室も視察したことがありますけれども、今の親子分離の意義もわかります。ですけど、現地に行ったときに親子分離で沖縄本島から預かっている、すべてがそうでもないというのが、実は私現地に行って感じました。その内容がですね、ある意味では沖縄本島の一時保護所が満員で、それでやむなくその離島にも行っているような話も少し受けました。ですから、この辺皆さん中身をもう少ししっかり検証していただいて、その辺の、本来しっかり守るべき子供たちの行政側の理由でそういうことが起きている、これは明らかにおかしいと私は思っております。それで、今回のこの事件を通して、私は一時保護所の、ある意味ではもう一度、本当に今後県内の子供たち一人も残らず絶対守るんだというところで、もう一度庁内で一時保護所の拡充、これは実は提案の中にも、この検証委員会からはっきり一時保護所が必要だという部分も記載されていますのでね、そこもしっかり庁内で検証したことがあるのか、今の時点での取り組みをお聞かせ願えますか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 ちょっと質疑、詳細にお答えするにはちょっと今手持ちに材料がないですけども、一時保護に関しましては、一時保護所の増設以外に今現にやっております児童養護施設のほうへの一時保護委託、それから里親への一時保護委託といった対応がございまして。それからちょっとこれ今バックデータを持っていないですけども、一時保護の日数の短縮によって一時保護児童を受け入れる余地を確保するというような取り組みがご

ございます。それ以外に、以前に検討したときには情緒障害児短期施設というものについての検討も行うべきだというような検討もございます。そういったものも総合的に、いろいろな対応の方法を検討、勘案しながら、コザ児童相談所の一時保護所の設置についてはそれとあわせて検討していくというような確認をしているところでございます。

○上原章委員 今回の心疾患を持っている子供さんも含めて、しっかりこの保護する必要があると。段階でどういった状況であれですね、これは本当に守らなくちゃいけないと思いますので。この今回の虐待、これはもう本当に重体ということで聞いてますけど。本来、守ることができた事例がこのようになっていったのかなと思いますので、今一度庁内で今回のことを通してしっかり検証してですね、対応していただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今の議論の中でも、これまでの議論の中で本当に残念ながら皆さんもお認めになっているとおり、やっぱり初期対応に不十分な点があったんではないかなと思うわけですね。この初期対応によって、その一つの分かれ道みたいなのできてしまった。そこでしっかりやっておけばそういう事件も起こらなかったのではないかなというふうなことが非常に予想されるわけですね。それで、一つはですね、やっぱりその5月7日にその保護されたとき、警察からさまざまな事情説明を受けていると思うんですけども、そのこととあわせて翌日5月8日にその子に、あるいは家族に事情聴取をやっている中で、やはりその辺の判断といいますかね、ちょっとやはり不足だったからそういう事態も起こったと思うんですが、その後に皆さんの中で一時保護を含めて緊急受理会議というのが、その5月8日に行われたんでしょうか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 5月7日の警察からの連絡があった、時間的に20分後に開催しております。

○奥平一夫委員 その会議には全職員が参加をしているんですか。どういう体制でこの会議は行われたんでしょうか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 たしか、担当副参事と、担当の児童福祉

司と、担当の心理士の3名だったと記憶しております。

○奥平一夫委員　そこで、その一時保護は妥当ではないというふうな判断のネックになったのはどういうことだったのでしょうか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長　これは順を追って申し上げますと、まずその5月7日に迷子で保護をされて、その段階で虐待の疑いがあるのではないかということで、八重山警察署のほうから児童相談所のほうに過去に相談履歴があるかという問い合わせがあつて、相談履歴はないと児童相談所のほうが答えているわけでございます。その段階でいわゆる顔に傷があるとか、耳から血が出ているとか、たばこの跡、それはペンチの傷となっているんですけども、あとおうちに帰りたくないとかいうような児童から聞いた状況ですね、連絡を受けております。この段階で緊急受理会議を開いて、この判断までは通常の判断かと思えます。その緊急受理会議の中で関係機関から情報を収集するというようなことの確認をしております、そこで警察のほうに再度確認の電話を入れております。その段階では既に警察署のほうに母親が来所しております、警察のほうでも母親のほうから事情を聞いているわけですね。そこで新聞報道にもございましたけれども、いわゆる母親の説明としては、傷というのは姉妹からのものであるというようなこと、たばこの跡というのは妹からのペンチでつままれたものだということを警察のほうでそのお母さんのほうからお聞きしまして、それが児童相談所に伝わっております。その部分で、当初第一報の虐待疑いという部分の、本来初動で現認すべきという判断がですね、2回目の電話でこれは兄弟げんかによるものだというような説明に変わった段階で判断を後退させたという可能性があるのではないかと今の段階では考えております。

○奥平一夫委員　やっぱりあの、今の委員の意見の中にもありますようにね、これは今聞いていても明らかにその虐待の兆しありと、私たち素人でもそういうこと思うわけですよ。そういう意味では、やっぱり何よりもその子供の保護を優先させるというマニュアルもなかなか生かされていないというふうなことがあるんですが、それはもう時間がないので置いときますけど。要は、その初期対応のこの会議の中でもやはりスーパーバイザーといいますか、本当に経験のある、実績のある方が御一緒されて、そこでこう会に参加をしてその辺の判断をしていくということができなかつたというのかな。そういう意味では、指摘されていますように体制が少し、やっぱり不備であったのではないかと、

人員体制、専門員を含めてですね。その辺についてはいかがですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 繰り返しになりますが、その緊急受理会議の出席メンバーを今確認しましたら、副参事と、児童福祉司と、児童心理士の3名でございます。委員御指摘のとおりスーパーバイザーたるべき者は今の体制的には配置が難しいという状況もございまして、この3名で今回の判断に至ったというところもございまして、その部分については、その体制の問題あるいは職員が緊急提言に盛り込まれている提言の趣旨等をどれだけ徹底して理解するかといったことを、その他含めて課題があると認識しております。

○奥平一夫委員 初期対応の問題、あるいは体制の問題、一番ネックに今後なってくると思いますので、やはりこの児童虐待を絶対見逃さないと、こういう提言も出ている中で、やっぱり毎回毎回繰り返しなら本当にお互い本当にこれで大丈夫なのかというふうなことでですね、この体制をきちっとあるいは職員間の連携も含めてやっぱり強化をしていくということが非常に大事になるかなと思います。職員の体制につきましても、これはやはりマンパワー、数的な問題も相当あるだろうし、まあ80件の事案を抱えているというふうなことなども先ほどお話がありました。非常に、これは特別過重ではないというか、ほかの児童相談所とさして変わらないということなどおっしゃっていましたが、やはりそこにはさまざまな一人の相談員を支えていく環境が、ある意味中央児童相談所とコザ児童相談所は児童相談所八重山分室よりもあるわけですから、そういう意味では、やっぱり児童相談所八重山分室の体制もそういう形でしっかり支えていくという整備体制も必要じゃないのかなと思っておりますので、ぜひ今後問題を検証しながら体制の問題もね、やはりきちんと洗っていくということをぜひやっていただきたいということで私の質疑を終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 今回の事案をニュースで聞きましたときに、あの米軍の軍属の子供がうるま市でしたか、そこで保護されて、そしておうちに帰りたくないとお父さんが殴るという事例を想起いたしました、思い出しました。あのときに、県としていろんな反省点に立たれたんではないかなと思うんですよね。それ以後、反省を踏まえてどんなふうな体制の強化がされましたか。今これ以外で、これは読んでいるんですが、これ以外に具体的にありましたら。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 うるま市の事案につきましては、あの同じような迷子の発見を発端として、たしかあの児童相談所のほうに虐待の認識でもって電話通報したところが、児童相談所のほうでは虐待としての受理の記録がなくてそのままケースに上がらずに自宅のほうにこの子が戻って、その子が死亡するという結末に至った事例だと認識しております。その点で、あのコザ児童相談所のケースについては初動のさらにもっと手前のほうの対応のほうに問題があったというふうな認識でございます。うるま市の事案につきましては、まずは1つは米軍の基地内のファミリーアドボカシーという児童関係の機関との連絡体制、いわゆる緊急電話番号との連絡を受けて連絡体制をとるといような形をとるといような形の連携を強化しているところでございます。あと、うるま市の件と今回の件もあわせて、いわゆる県警察と連携をしていく、そして女性相談所と連携をしていくといった取り組みを進める中で、その虐待のケースを、いわゆるきちんととらえていくといような取り組みを進めているところでございます。

○比嘉京子委員 私は今のお話で、各関連の部署との連携という以外にそういうような状況がですね、この子ははだしで歩いてますね。本当にさまざまな状況の中で大いに私はやっぱりあった子供だと思っんですね。そのときに接した女性は今でも悩んでいますね。あのときの対応がどうだったのかということで、ずっと悩んでいるわけなんです。救えなかった大人の責任ということで、そういうことで今聞きたいことは、最初にSOS、先ほどほかの委員からもありましたけど、この子はしっかり言っているわけなんです。ですから今回のことというのは、みんなの気持ちの中にこういうところまで来なくてなぜ救えなかったのかという思いがみんなにあるものですから、こういうような思いになっているわけなんです。あの事案から、このことがなぜできなかったのかということが、最初に私は思ったことなんです。この子も率直にお父さんにたたかれたと。最初怖いわけだから、保護されたときに言っているわけだし、子供というのは、私なんか専門家じゃない人がいうのもおこがましいんですけども、怖がっている子供が親がいないところで本音を言い、親の前に行って本音と言えないのはだれが考えても当然なことであると思うし、そういうことを子供心理としてということで、先ほど親をかばうという話もありましたけれども、怖がっている者が、怖い者の前に行って本当のことを言えるだけの勇氣はだれもないわけなんです。そういうことを考えたときにですね、私は単にこれは初期対応の問題とって片づけていいんだろうかという思いがしていま

す。といいますのは、結局皆さんがいつも複眼の視点でというと、今の判断は20分後に3名でやったわけですね。私はもっと重大かなと思って20分後に、緊急にしかも迅速に3名でなしてね、この結果なのかというところに私はもっと深刻さを感じているわけですね。この間もコザ児童相談所に伺ったときに、決して一人で責任を負わない、一人に責任を負わせないという体制で、チームでやるんだということがありました。そういうことを考えましたときに、これだけ迅速に3名で緊急受理会議を開いて、そしてこの結論に至ったというところに私は物すごく深刻で、ある意味でいうと、私は本当にこの有資格で経験者というところが私たちに任せていて本当にいいのかどうかですね、私はこれはもうね、人の命がかかっていますので、私は個々でだれかれのポジションをかばうんではなくて、私はもっと真摯に受けとめるべきではないかなと思うんですね。そのことについて3名でやったということについて、皆さんとしては本当にどこに問題があったと考えておられるのかどうか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 結果としての状況からいいますと、判断に誤りがあったということは、先ほどから課長が申し上げているとおりでございます。その経過の中で、なぜ3人で、いわゆる会議を持つ中で判断を誤ったのかということについて、これはさらに詳しく検証する必要がありますけど、今とれている情報の中で、私どもの考えを申し上げますと、まず1点は当初の虐待の疑いという連絡を受けた後に、同じ警察のほうから2回目に電話の確認をしたときに、いわゆる傷はひっかき傷程度のもので大したものはないという情報を得てしまっているわけですね。

○比嘉京子委員 それを信じるところが、専門家かと思わないといけないんですね。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 恐らく、これが一番判断が後退した要因であろうと今の段階では認識しております。

○比嘉京子委員 それで、私思うんですけど、やっぱり先ほどのうるま市の事案で、例えば今の児童福祉司または現場の人々が、これで例えば何ていうんですか、事例研究として勉強会—具体的にですよ、これ1事例が同じことが起こるのではなくて、そこからどれだけを学ぶかというのが事例研究だと思んですが—その中から、その担当した人たちにそういう初動的な、初期的な判断誤りがない人一人にゆだねるということは、誤ることは大いに前提としてあって

いいわけなんですよね。人は誤るものですと。だからこそ、複眼が必要なんですと。そのときに一つの、受け入れたときにどんな角度でどう考えていけばいいかということの、どれだけ皆さんが学んだのかなというところに戻らざるを得ないというのが先ほどからのお話なんですよね。そういう何といいますか、研修なり、事例研究なり、スーパーバイズを含めた、または何というんですかね、法的な専門家も含めた、精神科も含めた、例えば情報を流すとか、勉強会を年に何回かやるとか、そういうことはされたんですか、これまでに。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 この詳細は把握していませんけれども、平成16年度の虐待死亡事件を受けまして緊急提言をいただいた後に、平成18年度から県のほうで緊急虐待問題対策事業という事業を予算化しまして、その中でいわゆる専門家を入れての勉強会であったり、職員の研修といったものに取り組んでいるところでもあります。そういう継続的な取り組みはやってはおります。ただまあ、これについては今回あえて申し上げますと、起こった時期が5月で人事異動もあって間もない時期であったり、それについては児童相談所のほうでは今回配置した職員に対しての研修等はやっていると言明を受けておりますけれども、そういう意味でやったことがすべてきちんとそのとおりに対応できるようなところまで内容を深めていくという、そういった課題というのは今後も取り組みは当然進めた上で、内容についてさらに検討を深めていく必要があると思っております。

○比嘉京子委員 やっぱり、あの2回目の電話で母親が言っていることを3名がそう受けとめたということが、私、事はすごく深刻だなあと。専門的な分野の方として、そこら辺に私はもっともっとメスを入れて専門家をどう育てていくか、フォローしていくか。最終的には、私はやっぱりこの方たち、非常に担当者の方たちの心理もケアしないといけない。いわゆるメンタルヘルスを今児童相談所の方たちは受けて、いい環境をつくっているわけですよね。宮古地区、八重山地区に対してそういうことは同じ条件になされると考えていいんですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 これにつきましては課題と考えております。同じ条件ということで申し上げるならば、やはり複数いるところと全く同じ条件ですね、その研修であったり、勉強会であったりといったものを設けることは物理的な課題があるかと思えます。その辺をどういう形でフォローしていくかということも今後の課題と考えます。

○比嘉京子委員 みんなでコザ児童相談所に伺ったときに、大変な、精神的な重さといいますか、ストレスといいますか、そういうことを感じました、本音としてですね。3年いたら転勤をさせていただきたいと。そしてもう一回戻って来たいと。これが現場の専門家の本音ではないかなと思うんですね。一時離れて、自分をリフレッシュしてからもう一回戻ってきていいよと。それぐらい3年が限界というくらいに、日々が重た過ぎるという仕事ではないかなと。こういう会議じゃないところで、道々おっしゃってましたけれども。私はそれは本音だろうと思うんですね。それがあっても、なかなか日々の精神的なケアというんですかね、そういった方々が受けている、そういうことには私は本当に心身がやられてしまうのではないかと。幾ら専門家とはいえども、件数をいかに軽減するかということが、しっかりと一人一人が大事にされるということにつながると思うので、私はこのきっかけに質と量の面から児童相談所のあり方というものを、犠牲があつてこういうことをやるというのは慎まないといけないわけなんですけれども。三度ということを考えましたときには、ぜひそこら辺にしっかりと声を出していくということが必要ではないかな。一人で80名というのはちょっと消費生活センターでも大変ではないかなと。生身の人間を相手に、消費者問題とかの苦情処理だけでも大変なわけで、生身の人間の一人一人のバックグラウンドを考えながらどうやるんだということを考えたときに、二、三十件というのがやっぱり限界ではないかなあと個人的には思っています。そこら辺の要望に対しては、皆さんはこれから練って声を出していけるつもりはあるんでしょうか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 件数につきましては、まず児童相談所のほうではこれまで人員増をやってきてございます。その分について、できるだけ負担を軽減させていくという方針のもとに取り組んできているつもりではございます。ことしでいいますと、児童相談所のほうに心理士を1名増員しております。今後の課題としましては、やはり困難なケースにいかに対応していくかと。件数の問題等の部分につきましては、増員という方法はございますけれども、昨今の状況の中で単純に増員を図るということは厳しい部分もあると認識しておりますので、職員の専門性を高めて、やはり専門職を配置することによって、まず困難な事例への対応、適応力を高めていくということ。あとは人事配置を検討する中でスーパーバイザーとなる職員の養成、内部養成ということになると思いますけれども、そういった形でその専門性を高めていくということ。そして、あとは市町村のほうに児童相談の窓口を全市町村で設けられて

おります。現在、要保護児童対策地域対策協議会であったり、虐待防止ネットワークであったりという設置を進めておりますけれども、まだ10町村で設置されていないところもございます。大方の市は全部設置しておりますし、大方の町村でも設置はしているんですけれども、さらに市町村の窓口のほうでの処理能力を高めていって、市町村で処理すべき事案、児童相談所のほうで処理すべき事案といったものをある程度整理ができるような状況をつくっていったり、最終的に役割分担を図りながら児童相談所の機能を高めていくというような方法で進めていくことが重要ではないかと考えているところでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、石垣市の児童虐待問題についての質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇